

改正

平成17年3月7日規則第6号

令和3年3月31日規則第12号

旭川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）及び旭川市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成12年旭川市条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営の許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の申請書は、墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書（様式第1号）とする。

2 条例第2条第2項の規則で定める書類又は図面は、次のとおりとする。

- (1) 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地（以下「用地」という。）の図面（地番並びに面積及び面積の算出に係る長さが記入されたもの）
- (2) 用地の周囲110メートル以内の略図（道路、軌道、河川、湖沼、公園、学校、病院その他の公共施設、人家及び飲用水源の位置を記載したもの）
- (3) 墓地にあっては、施設の配置図及び墳墓の区画図（通路を明示したもの）
- (4) 火葬場にあっては、集じん及び脱臭装置の設計図
- (5) 納骨堂又は火葬場にあっては、建築確認通知書の写し並びに建物及び設備の設計図及び配置図
- (6) 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）に係る土地の登記事項証明書及び当該用地の所有者が申請者以外の者にあつては、当該所有者の承諾書
- (7) 当該用地が農地又は採草放牧地にあつては、農業委員会の承諾書
- (8) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し、法人の登記事項証明書及び当該墓地等の設置に係る意思決定をした旨を証する書類の写し
- (9) その他保健所長が必要と認める書類又は図面

3 保健所長は、第1項の申請書の提出があつた場合において、法第10条第1項の許可をしたとき

は、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の申請書は、墓地・納骨堂・火葬場変更許可申請書(様式第2号)とする。

2 条例第3条第2項の規則で定める書類又は図面は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項第1号から第8号までに定める書類及び図面
- (2) 変更箇所を明示した図面
- (3) 当該変更により改葬を必要とする場合にあっては、法第8条に規定する改葬許可証(以下「改葬許可証」という。)の写し
- (4) その他保健所長が必要と認める書類又は図面

3 保健所長は、第1項の申請書の提出があった場合において、法第10条第2項の許可をしたときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(墓地等の廃止の許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の申請書は、墓地・納骨堂・火葬場廃止許可申請書(様式第3号)とする。

2 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第3項及び前条第3項の規定により交付された書面
- (2) 墓地又は納骨堂の廃止にあっては、改葬許可証の写し及び改葬の完了内容を記載した書類
- (3) 法人にあっては、当該墓地等の廃止に係る意思決定をした旨を証する書類の写し
- (4) その他保健所長が必要と認める書類

3 保健所長は、第1項の申請書の提出があった場合において、法第10条第2項の許可をしたときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第5条 条例第5条の規定による届出は、墓地・火葬場の経営・変更・廃止届(様式第4号)を保健所長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第5条の規則で定める書類又は図面は、経営の許可があったものとみなされたときは第2条第2項第1号及び第2号に規定する図面と、変更の許可があったとみなされたときは第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類及び図面と、廃止の許可があったとみなされたときは前条第2項第1号及び第2号に規定する書類とする。

(墓地等のしゅん工の届出)

第6条 条例第6条の規定による届出は、墓地・納骨堂・火葬場工事しゅん工届（様式第5号）を保健所長に提出することにより行わなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月7日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第 1 号（第 2 条関係）

墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

住 所

申請者

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

墓地等	名 称			
	所 在 地			
用 地 の 地 目				
施設の種類 規模及び構造		墓 地	納 骨 堂	火 葬 場
用 地 面 積				
区 画 面 積 又 は 建 物 面 積				
区 画 数 、 納 骨 数 又 は 炉 数				
建 物 の 構 造				
設 置 の 理 由				
工 事 着 工 年 月 日		年 月 日		
工 事 し ゅ ん 工 予 定 年 月 日		年 月 日		
管理者	氏 名			
	住 所			

（注） 区画面積については、1区画当たりの面積を記載してください。

様式第2号（第3条関係）

墓地・納骨堂・火葬場変更許可申請書

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

住 所

申請者

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

墓 地 の 区 域

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の納骨堂の施設の変更の許可を受けたいので、
火葬場の施設

次のとおり申請します。

墓 地 等	名	称	
	所	在 地	
用 地 の 地 目			
用 地 面 積			
経 営 許 可 年 月 日			年 月 日
許 可 番 号			
変 更 の 理 由			
変更の内容	変 更 前		
	変 更 後		
工 事 着 工 年 月 日			年 月 日
工事しゅん工予定年月日			年 月 日

様式第3号（第4条関係）

墓地・納骨堂・火葬場廃止許可申請書

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

住 所

申請者

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の墓地・納骨堂・火葬場の廃止の許可を受け

たいので、次のとおり申請します。

墓 地 等	名 称	
	所 在 地	
用 地 の 地 目		
用 地 面 積		
経 営 許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 番 号		
廃 止 の 理 由		
廃 止 予 定 年 月 日		年 月 日
廃 止 後 の 処 置		

様式第4号（第5条関係）

墓地・火葬場の経営・変更・廃止届

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

住 所

届出者

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

都市計画事業認可のにより、墓地経営
土地区画整理事業等承認火葬場廃止

で、旭川市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり届け出
ます。

墓地等	名 称		
	所 在 地		
用 地 の 地 目			
事業認可・承認年月日		年 月 日	
事業認可・承認番号			
施設の種類 規模及び構造		墓 地	火 葬 場
用 地 面 積			
区画面積又は建物面積			
区 画 数 又 は 炉 数			
建 物 の 構 造			
工 事 着 工 年 月 日		年 月 日	
工事しゅん工予定年月日		年 月 日	

- （注） 1 区画面積については、1区画当たりの面積を記入してください。
 2 廃止の許可があったものとみなされた場合には、「用地面積」、「区画面積又は建物面積」、「区画数又は炉数」、「建物の構造」及び「工事着工年月日」欄に記入する必要はありません。
 3 廃止の許可があったものとみなされた場合には、「工事しゅん工予定年月日」欄には、廃止年月日を記入してください。

様式第5号（第6条関係）

墓地・納骨堂・火葬場工事しゅん工届

年 月 日

（宛先）旭川市保健所長

住 所

届出者

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

墓地・納骨堂・火葬場の工事がしゅん工したので、旭川市墓地、埋葬等に関する法律

施行条例第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

墓 地 等	名 称	
	所 在 地	
用 地 の 地 目		
用 地 面 積		
経 営 許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 番 号		
工 事 着 工 年 月 日		年 月 日
工 事 しゅん 工 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 年 月 日		年 月 日
施 工 業 者		